

契約書別紙兼重要事項説明書

訪問看護は、看護師などがご家庭を訪問して、療養されている方の看護のお手伝いをするサービスです。介護保険制度や医療保険制度でご利用になれます。

訪問看護を利用する場合は、主治医からの「訪問看護指示書」が必要です。訪問看護指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	合同会社エール
主たる事務所の所在地	〒299-5106 千葉県夷隅郡御宿町須賀 575-1
代表者(職名・氏名)	代表社員 林 恵都子
設立年月日	令和5年11月1日
電話番号	0470-64-4630

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	エール訪問看護ステーション御宿	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒299-5106 千葉県夷隅郡御宿町須賀 575-1	
電話番号	0470-64-4630	
指定年月日・事業所番号	令和6年8月1日指定	1263790029
管理者の氏名	林 恵都子	
通常の事業の実施地域	御宿町(いすみ市、勝浦市、大多喜町)	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	合同会社エールが設置するエール訪問看護ステーション御宿は訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関し、円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供をすることを目的とする。
運営の方針	訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4. 訪問看護サービスの内容

- ① 病状、心身の状況の観察
- ② 清拭・入浴介助・洗髪・口腔ケア等、清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等療養上の世話
- ④ 服薬管理・援助
- ⑤ 褥瘡の予防・処置
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 緩和ケア・看取りケア
- ⑧ 認知症ケア
- ⑨ 家族への療養上の相談・指導
- ⑩ カテーテル等の管理
- ⑪ その他医師の指示による医療処置

5. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 9時00分から17時00分まで
休業日	土曜日・日曜日・祝日・12月31日から1月3日

6. サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日 (土曜日・日曜日・祝日・12月31日から1月3日は除く)
サービス提供時間	9時00分から17時00分まで

7. 事業所の職員体制

資格	勤務形態	
看護師	常勤1名(管理者)	非常勤3名
准看護師	常勤 名	

8. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	林 恵都子
----------	-------

9. 相談、要望、苦情用の窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0470-64-4630 面接場所 当事業所の相談室 担当者 林 恵都子
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	御宿町保健福祉課 ・ 福祉介護班	電話番号 0470-68-6716
	いすみ市健康高齢者 支援課介護保険班	電話番号 0470-62-1118
	千葉県国民健康保険 団体連合会	電話番号 043-254-7428

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとし</p>

	ます。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--	-------------------------------------

11. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他の必要があった場合は、速やかに主治医への連絡を行うなど必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員への連絡をいたします。

12. 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	対人・対物事故、管理財物の損壊及び使用不能、人格権侵害等に対する補償

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。

◆各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

14. 利用料、その他の費用の額

(1) サービスを利用した場合の「基本利用料」は別紙のとおりです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域を超えた場合

・公共機関を利用した場合:実費相当額

・車使用の場合:当事業所から10km未満 無料

10km以上 1kmにつき20円(往復分)

(3) キャンセル料

利用者により訪問看護が中止となった場合は、利用者に対して次の通りキャンセル料を請求します。ただし、利用者の容態急変や急な入院など、緊急をやむを得ない事情がある場合は請求しません。

当日朝9時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
当日朝9時までにご連絡のない場合	1提供当りの料金の100%を請求いたします

(4) 営業日以外の訪問料金(休日訪問料金)

医療保険でのご利用で営業日以外の訪問を行った場合は、下記別途料金が発生します。

- ① 土日祝日 1日の訪問につき1000円
- ② 12月31日～1月3日 1日の訪問につき2000円

(5) 死後処置料 15000円

15. 利用者負担額、その他の費用請求及び支払い方法

利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求します。利用月の翌月10日以降の訪問日に、利用者へお知らせします。次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いが確認できたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。(医療保険控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月26日が引き落としとなります ※1.土日祝日の場合、翌営業日にて引落 ※2.引落日の変更は出来かねますので、ご了承ください
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月26日までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 千葉銀行 御宿支店 普通口座 3258218 合同会社エール ※土日祝日の場合、翌営業日にお振り込みください
現金払い	サービスを利用した月の翌月26日までの訪問の際に現金払いでお支払いください。 ※土日祝日の場合、直前の訪問時にお支払いください

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

17. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者・林 恵都子
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

18.身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

19.身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

22. サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、1ヵ月ごとに利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

23.衛生管理等

- (1)看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2)指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3)事業所において感染症が発生した場合は、まん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6カ月1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
 - ② 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及び、まん延防止のための研修、訓練を定期的実施します。

24. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための非常時の体制で、早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (4) 非常災害時は、スタッフの訪問の安全が確保されてから、訪問となりますので、すぐに訪問できない場合があります。また、訪問中の災害では途中退室させていただく場合があります。

25.ハラスメント対策について

事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動等、相当な範囲を超えたものにより、看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとします。

提供するサービスの利用料、利用者負担額について(医療保険を適用する場合)
 ※指定訪問看護ステーションの場合

1-訪問看護基本療養費(1日につき)

<負担額計算方法> ① 訪問看護管理療養費 + ②基本療養費 + ③加算(該当項目のみ)

① 訪問看護管理療養費(1日につき)

項目	利用料	自己負担額の目安		
		1割	2割	3割
訪問看護管理療養費(1と2)				
月の初日の訪問の場合(1月につき)	7,670円	767円	1,534円	2,301円
月の2日目以降の訪問の場合 1	3,000円	300円	600円	900円
2	2,500円	250円	500円	750円

② 基本療養費

※()内は准看護師が訪問した場合

項目	利用料	自己負担額の目安		
		1割	2割	3割
訪問看護基本療養費(I)	週3日目まで 5,550円 (5,050円)	555円 (505円)	1,110円 (1,010円)	1,665円 (1,515円)
	週4日目以降 6,550円 (6,050円)	655円 (605円)	1,310円 (1,210円)	1,965円 (1,815円)
訪問看護基本療養費(II)	週3日目まで 5,550円 (5,050円)	555円 (505円)	1,110円 (1,010円)	1,665円 (1,515円)
	週4日目以降 6,550円 (6,050円)	655円 (605円)	1,310円 (1,210円)	1,965円 (1,815円)
訪問看護基本療養費(III)	8,500円	850円	1,700円	2,550円

③ 加算

難病複数回訪問加算	1日に2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日に3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円
乳幼児加算または幼児加算(1日)		1,300円	130円	260円	390円
複数名訪問看護加算	他の看護師	4,500円	450円	900円	1,350円
	他の准看護師	3,800円	380円	760円	1,140円
夜間・早期訪問看護加算 (PM6時~PM10時・AM6時~AM8時)		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 (PM10時~AM6時)		4,200円	420円	840円	1,260円
24時間対応体制加算(月1回)		6,800円	680円	1,360円	2,040円
退院時共同指導加算(2回まで)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
退院支援指導加算(適応時)		6,000円	600円	1,200円	1,800円
退院支援指導加算・長時間(90分以上)		8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算(適応時/月1回まで)		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者救急時カンファレンス加算(適応時/月2回)		2,000円	200円	400円	600円
特別管理加算 I		5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算 II		2,500円	250円	500円	750円
医療DX情報活用加算(月1回)		50円	5円	10円	15円
訪問看護情報提供療養費(月1回)		1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費 1(死亡月に算定)		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費 2(死亡月に算定)		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
ベースアップ評価料(月1回)		780円	78円	456円	234円

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 千葉県夷隅郡御宿町須加 575-1
事業者(法人)名 合同会社エール
エール訪問看護ステーション御宿

代表者職・氏名 所長 林 恵都子

説明者職・氏名 所長 林 恵都子

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者 住所

氏名

署名代行者(又は法定代理人)

住所

氏名

本人との続柄